

河 砂 第 1 7 0 号
社 福 第 6 3 3 号
令和元年 7 月 4 日

各市町村長 様
(防災部局長及び福祉部局長扱い)

埼玉県県土整備部長 (公印省略)
埼玉県福祉部長 (公印省略)

水害からの高齢者避難行動理解促進に向けた取組について (周知依頼)

県の河川砂防行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

中央防災会議防災対策実行会議の下に、「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が設置され、平成30年12月26日に「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害から避難のあり方について(報告)」がとりまとめられました。本報告では、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で行避難動をとり、行政はそれを全力で支援する、それらにより、住民全体の取組強化による防災意識の高い社会が構築できるよう、今後実施すべき対策が提言されたところです。

この対策の一環として、「大規模氾濫減災協議会において、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組を実施する」こととなり、「埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会(都道府県大規模氾濫減災協議会)」においても「高齢者の避難行動の理解促進」に向け、本県福祉部と連携して取組ことになりました。

また、別添のとおり平成31年3月7日付け老振発0307第1号並びに国水環第195号により、厚生労働省老健局振興課長及び国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長からその取組についての周知依頼がありました。

つきましては、貴市防災部局及び福祉部局と情報共有するとともに、本通知の趣旨について関係機関へ周知いただくようお願いいたします。

なお、平成31年3月13日付けの河砂第517号につきましては、本周知依頼をもちまして廃止します。

【取組内容】

- ・市町村の防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、大規模氾濫減災協議会への参加や防災部局からの当該協議会に関する情報提供を受けるなどによる情報共有についてすべての大規模氾濫協議会で実施する。

【問い合わせ先】

水防・防災担当部局関係

(埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会事務局)

担 当 河川砂防課 防災担当 坂田、關口

電 話 048(830)5137

ファクシミリ 048(830)4865

E - m a i l a5120-07@pref.saitama.lg.jp

高齢者福祉担当部局関係

担 当 社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 鈴木

電 話 048(830)3276

ファクシミリ 048(830)4782

E - m a i l a3270-12@pref.saitama.lg.jp